

“あたりまえ”の交通ルールを必ず実践!

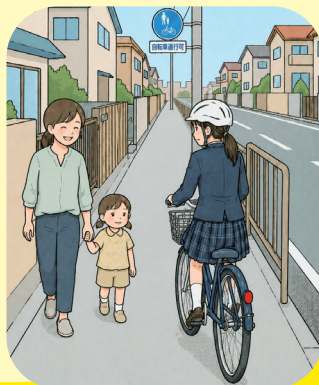
自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



歩道と車道の区別がある場合や
歩道がない場合は
車道の左側を通行しましょう

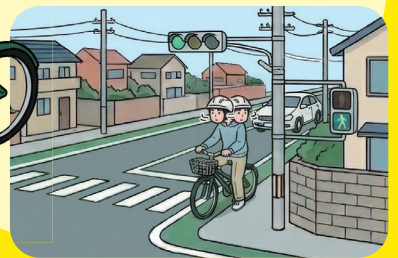
道路標識などにより
歩道を通行できる場合は
歩行者を優先し、
車道寄りを徐行しましょう



2 交差点では 信号と一時停止を守って、 安全確認



信号は必ず守って安全確認
交差点では一時停止して
左右の安全を確認しましょう



5 ヘルメットを着用

交通事故の被害を軽減させ、
大切な命を守るために
ヘルメットを着用しましょう



3 夜間は ライトを点灯

自分の存在を知らせるため、
ライトを点灯し、
反射材も併用しましょう



4 飲酒運転は 禁止

自転車の飲酒運転は絶対ダメ!
お酒を飲んだら運転してはいけません



知っておこう! 自転車保険入っていますか?

自転車が加害者になる事故は少なくありません。
加害者になってしまうと高額な賠償金が生じる
こともあります。自転車保険に入りましょう。

約9,200万円

高校生による斜め横断
自転車運転者に後遺障害

約9,500万円

小学生による無灯火運転
歩行者に後遺障害



知っておこう! 「自転車運転者講習」とは?

一定の危険な行為で3年以内に2回検挙されたり、
交通事故を起こすと自転車運転者講習を受講し
なければなりません。(14歳以上が対象)

